

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成31年 3 月 7 日 (木) 午後 1 時30分			
招集場所	蟹江町役場 3 階 協議会室			
出席委員	委員 長	水 野 智 見	副委員 長	安 藤 洋 一
	委 員	伊 藤 俊 一	委 員	黒 川 勝 好
	委 員	中 村 英 子	委 員	吉 田 正 昭
	委 員	奥 田 信 宏		
欠席委員	な し			
会議事件 説明のため出席した者	町 長	横 江 淳 一	副町 長	河 瀬 広 幸
	産業建設部長	伊 藤 保 彦	産業建設部長兼農政課長	伊 藤 光 彦
	上下水道課長	伊 藤 和 孝	水道課長	伊 藤 和 光
職務のため出席した者	議 長	奥 田 信 宏	議事局長	小 島 昌 己
	書 記	飯 田 和 泉	主 任	戸 崎 智 信
付託事件	議案第10号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について 議案第11号 蟹江町公共物管理条例の一部改正について 議案第12号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について 議案第13号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について			

○委員長 水野智見君

皆さんこんにちは。定刻までにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査のことを行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

定足に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重な審査をお願いしたいと思います。

まず、審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 水野智見君

どうもありがとうございました。

それでは、議事のほうに入ります。質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭をお願いします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願いします。

まず、本日お一人の方から傍聴の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。お願いします。

(傍聴人1人入場)

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第10号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでいますが、補足説明はありますか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

補足説明はございません。よろしくお願いいいたします。

○委員長 水野智見君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございますか。

○委員 中村英子君

これ、県条例の改正に基づくものですので、それを受けてやるというようなものですが、道路のほうは県条例に当てて、あとの公共施設のほうはまた国のほうになっているんですけれども、これは愛知県の条例なので、愛知県で決めているけれども、全国的にもこれは、よその県はよその県で違う決め方というか、違う料金体系というのは、独自にそれぞれやっているものなんですか。全国的に同じようにこの県単位のものやっているのか、決め

ているのか、どういうふうですか、その背景については。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問でございますが、まず、国土交通省により占用料、それから関係の検討委員会において料金が変わりまして、各県においてのそれぞれの占用料条例の名前はいろいろとあるかと思うんですが、全国的に変わっているというふうで理解はしております。

○委員 中村英子君

そうですか。じゃあ、これは全国一律でこれやっているという理解でいいんですね、金額的にも。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

金額については、それぞれの県において若干の差異はあるかと思うんですが、占用料の改正については全国的に改正がされていっておるというふうで理解をしております。

○委員 中村英子君

私が聞いているのは、条例に基づくのはもちろんですけども、県によって差があるのかどうかということを聞いているんです。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、各県のところで固定資産評価をベースにしておりますので、各市町において、市町というのか、県下において差があるかとは思いますが。それと、愛知県内においても、1級地から5級地というふうに分かれておりますので、蟹江町につきましては2級地で金額が決定をされております。

○委員 中村英子君

固定資産税でね。わかりましたので。

○委員長 水野智見君

ほかにありますか。

(なしの声あり)

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。ありませんか。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第10号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでいますが、補足説明はありますか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 水野智見君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第11号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」は原案のとおり決定しました。

次、議案第12号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

補足説明等はございません。

以上でございます。

○委員長 水野智見君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑はございますか。

○委員 中村英子君

これは、経過措置のところには、水道環境を選択したものは上水道及び工業用水道を選択したものとみなすというふうになったんですね。過去の人も、だから該当する人は、もうこれで今度上水道と工業用水道を選択したというふうになったから、そういうふうな扱いを受けるといった話になったと思うんですけども、これで何がどうなるんですか。

今までできなかったことが、その仕事の中でできる範囲が広がったのか、単なる条文の改正なのか、何か具体的な仕事の中身にこれによってプラスになるのか、何がどうなるんですか。

○水道課長 伊藤和光君

この改正ですけれども、従来、上水道、工業用水道が一つの部門、下水道が一つの部門、

水環境が一つの部門、3部門で動いていたものが、今回、水環境が上水道、工業用水に統合されるという形で移行されたため、部門部門の整理がされたものでございます。

ただ、水環境がなくなったわけじゃなくて、上水道と工業用水という部門の中に統合されたという形でございます。

○委員 中村英子君

統合されたもので、その条文に合わせたの。

○水道課長 伊藤和光君

はい、そうです。

○委員長 水野智見君

中村委員、わかりましたか。

○委員 中村英子君

いいです。

○委員長 水野智見君

ほかにありませんか。

○委員 奥田信宏君

ちょっと今の初めのところの短期大学の事由に、「同法による専門職大学の前期課程を含む卒業した後」に加え、要するに、同法による専門職大学の前期課程にあつては「修了した後」を加え、同条第6号中に「よる」を「基づく」に改めると、同条第8号中、または「水道環境」を削るという、この文言の部分なんですが、いわゆる、もうちょっとわかりやすく、例えば、今までだと、要するに、短期大学の卒業した人しか専門職のどこまでが広がったというふうに見ればいいんですか、この専門職大学の前期課程を修了したら、もう修了したことになるのか。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

今回の学校教育法で、新たに平成31年4月から専門職大学という制度ができた。それに基づいて前期課程2年を修了すると、短期大学と同じような資格がいただけるというようなことでございます。

専門職大学というのは、ざっと言えば、短大、大学と専門学校の中間の立場に位置します。ですので、4月からスタートするコースにおいては、主に専門大学のほうで専門職大学を設置するという形のところが多いようであります。

特にユニークなものとしみますと、漫画、アニメーション専攻コースとか、従来の介護、医療コースだとか、そういうように、専門大学よりも一層産業に必要な知識を深く学べるというような大学であるということでございます。

以上です。

○委員 奥田信宏君

読むと何となくわかるんだけど、ちなみに例えば例を教えてもらえないですか。例えば名古屋だったらどこに、こういうところが専門職大学になりますよとか。非常にわかりにくい。言葉はわかるんですが、31年、昔でいう専門学校の中の一部が、例えば専門職大学に認められましたとか、そういう話になるのか、全然違うのか。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

ちょっと直前にインターネットで検索はしておったんですけども、ここら辺だと名古屋医療学校の中に、そういう福祉コースだとか、そういうようなものところにあるようです。

検索しますと全国で116件ほどヒットしましたので、一挙にそういうような。東京だと確かに同じような名称のところ、東京医療専門学校、専門職大学というようなことで、いろんなコースがあるということでございます。その程度の知識しかございません。

では、代表質問までにまた資料を用意させていただきますので、どうもすみませんが、よろしく願いいたします。

○委員 奥田信宏君

よろしく申し上げます。

○委員長 水野智見君

あと、ほかによろしいでしょうか。

(なしの声あり)

なければ、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第12号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定しました。

次に、議案第13号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 水野智見君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第13号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託をされました案件は全て終了しました。

委員長報告の作成につきましては、ご一任をお願いしたいと思います。

これをもちまして、防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 水野智見